

議案第 4 4 号

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正に伴い、仕事と育児の両立を支援するため、1日当たり2時間を上限とする現存の育児部分休業に加えて、新たに創設された育児部分休業の取得に係る手続、期間、限度時間数その他条例に委任されている事項について定めるほか所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例(平成4年羽曳野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「第5条」を「前条」に改める。

第11条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「以下同じ。」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第12条の見出しを「(第1号育児部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号育児部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第12条第2項及び第3項中「育児部分休業」を「第1号育児部分休業」に改める。

第13条を次のように改める。

(第2号育児部分休業の承認)

第13条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号育児部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号育児部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第16条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第14条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌

年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 15 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 16 条 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(準用)

第 17 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の羽曳野市職員の育児休業等に関する条例第 15 条の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

羽曳野市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>(育児部分休業をすることができない職員)</p> <p>第11条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。))を除く。<u>次条において同じ。)</u>とする。</p> <p>(第1号育児部分休業の承認)</p> <p>第12条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号育児部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条第1項の規定に基づく育児時間(以下「育児時間」という。))又は羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する第1号育児部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号育児部分休業の承認につ</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は第5条の規定に該当すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>第7条～第10条 省略</p> <p>(育児部分休業をすることができない職員)</p> <p>第11条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))を除く。))とする。</p> <p>(育児部分休業の承認)</p> <p>第12条 <u>育児部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年羽曳野市条例第2号)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条第1項の規定に基づく育児時間(以下「育児時間」という。))又は羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間休暇の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する育児部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する育児部分休業の承認につ</p>

認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。)で行うものとする。

(第2号育児部分休業の承認)

第13条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号育児部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号育児部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第14条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第15条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

いては、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内とする。)で行うものとする。

(準用)

第13条 第9条の規定は、育児部分休業について準用する。

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第16条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(準用)

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

以下省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

以下省略